

一般社団法人日本臨床歯科CADCAM学会
役員選挙規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人日本臨床歯科CADCAM学会（以下「当法人」という。）の理事及び監事の選任について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 当法人の理事及び監事をいう。
- (2) 役員候補者 1名以上の入社後2年以上経過した社員の推薦を得られた者をいう。
- (3) 選挙 役員候補者を選出するために行う選挙をいう。
- (4) 選挙管理委員会 役員候補者選挙を管理する委員会をいう。

(役員候補者の選出方法)

第3条 社員総会において役員を選任する場合は、あらかじめ選挙を行いその結果に基づいて、役員候補者を決定するものとする。

(役員を選任)

第4条 前条により選出された役員候補者は、定款第19条に定める社員総会において役員候補者ごとに役員選任の決議に諮る。

第2章 選挙

(選挙)

第5条 選挙は、立候補者についてこれを行う。

(選挙権)

第6条 定款第6条に定める社員が、選挙権を有する。

(選挙権者名簿)

第7条 選挙管理委員会は、選挙公示前日までに前条に規定する社員の名簿（以下、「選挙権者名簿」という。）を作成しなければならない。

(選挙権者名簿の閲覧)

第8条 選挙権を有する者及び被選挙人は、選挙権者名簿の名簿を閲覧することができる。

(選挙の方法)

第9条 選挙は投票により行う。ただし出席者の3分の2以上の同意のあるときは、別段の方法によることができる。

2 投票の方法は、選挙管理委員会が定める。

3 投票は無記名とする。

(選挙権の行使)

第10条 選挙権の行使は、いかなる理由があっても委任を認めない。

(選挙事務の管理)

第11条 この規則において、選挙に関する事務は選挙管理委員会が管理し、選挙の執行は選挙管理委員長が行う。

(選挙管理委員会)

第12条 選挙管理委員会は、委員1名以上4名以下の人員をもって組織する。

2 委員は、理事会の議決による指名に基づいて会長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱された日をもって始期とし、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

4 委員は、選挙権及び被選挙権を行使することはできない。

5 委員は在任中、役員候補者となる、または役員候補者を推薦することができない。

6 選挙管理委員会の委員長及び副委員長はその委員の互選による。

(会場の閉鎖)

第13条 選挙管理委員長は、選挙開始を宣言すると同時に会場の出入口を閉鎖し、出席した選挙権者の数を確認しなければならない。

(投票立会人及び開票立会人)

第14条 選挙管理委員長は、立会人を指名して投票及び開票に立ち合わせる事が出来る。

(投票用紙の手交)

第15条 投票用紙は、投票場において選挙管理委員から選挙権者に手交する。

(投票所における秩序保持)

第16条 投票は選挙管理委員長の指示によりそれを開始する。

- 2 投票が開始されたときは、何人も演説討論をなし、もしくは喧騒にわたり、又は協議勧誘をなし、その他選挙の秩序を乱すようなことをしてはならない。
- 3 前項の規定に抵触する行為をした者に対し、選挙管理委員長はこれを制止し、又は退場させることができる。
- 4 前項により退場させられた者については、投票の直後に投票させることができる。

(期日前投票)

第17条 選挙当日、やむをえない事情により選挙会場で投票出来ない選挙権者は期日前に投票することができる。

- 2 前項による場合、選挙権者は選挙管理委員長に期日前投票の意思を連絡後、選挙管理委員長に指示された方法により投票するものとする。但し、選挙前日までに指定の方法にて受理出来ないものについては、いかなる場合でも無効とする。

(投票箱の閉鎖)

第18条 選挙管理委員長は、投票終了を宣告してから投票箱を閉鎖させる。

- 2 前項の宣告のあった後は、投票することはできない。

(開票)

第19条 選挙管理委員は、投票箱を開き投票の総数と投票者の総数を計算する。

- 2 前項における無効投票の判定について、選挙管理委員長は開票立会人がいる場合は、その意見を聞かなければならない。それ以外の場合は、選挙管理委員で協議し判定するものとする。

(無効投票)

第20条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 投票者が記名されたもの。
- (3) 他事を記載したもの。ただし、敬称の類はこの限りではない。
- (4) 確認の出来難い記載もの。
- (5) 選挙期日以降に到着した期日前投票。

(当選者)

第21条 有効投票のうち比較多数の得票者をもって当選者とする。

(選挙の区分)

第22条 選挙は理事候補者選挙及び監事候補者選挙に分けてこれを行う。

(繰上げ当選の可否)

第23条 繰上げ当選は認めない。

(当選者の決定と報告)

第24条 選挙管理委員長は、当選者が決定したときは直ちにこれを議場及び議長に報告しなければならない。

(当選者への通知及び辞退)

第25条 前条の報告を受けた議長は、速やかにその旨を当選者に通知しなければならない。

- 2 当選者が、その当選の通知を受けてから5日以内に辞退の申し出をしなければ承認したものとみなされる。

(選挙録の提出及び保存)

第26条 選挙管理委員会は、選挙の顛末を記載した選挙録を作成し選挙管理委員長に提出しなければならない。

- 2 選挙管理委員長は、選挙録を当選者に渡し当選者はこれを在任期間中保存しなければならない。

(選挙の期日)

第27条 選挙は、役員任期満了の前90日以内にこれを行う。

(選挙期日の公示)

第28条 選挙期日は、理事会の議を経て会長がこれを定め、選挙日の5日前までに公示しなければならない。

(選挙期日の公示方法)

第29条 選挙期日は、当法人ホームページあるいは第3条に定める選挙権及び被選挙権を有する者に通知するに十分なメディアに公示しなければならない。

(立候補の届出及び辞退)

第30条 立候補者は、その氏名、生年月日、住所又は診療する場所、名称、略歴並びに立候補の趣意書を添え、推薦者1名以上の署名押印ある推薦書と本人の承諾書を添えて、選挙日の10日前までに事務局に届出なければならない。

- 2 立候補を辞退したときは、速やかに当法人に文書をもって届出なければならない。
- 3 前2項に該当する届出は、デジタルメディアあるいは電子メールに添付して提出する事も出来るものとする。

(届出受理の通知及び掲示)

第31条 前条に規定する立候補者の届出書を受けたときは、選挙管理委員会は、立候補者に受理を通知し、かつ、各選挙につき立候補者の氏名を公示板に掲示しなければならない。

2 前項の掲示は、選挙の当日まで掲示するものとする。

(立候補者一覧表の作成及び送付)

第32条 選挙管理委員会は、立候補者一覧表を作成し、選挙権者にすみやかに送付しなければならない。

2 前項における送付方法は、第30条第3項定める方法に準じるものとする。

(立候補者又は推薦者の演説)

第33条 立候補者の演説又は推薦人の推薦演説は、その都度選挙管理委員会の定めに従うものとする。ただし、演説の順位はその届出の順位による。

(規則の改定)

第34条 この規則は、役員の3分の2以上の賛同により改定出来る。又、改定後の規則はその当日より有効とする。

(立候補者不在)

第35条 選挙において期日までに立候補の届出がない場合は、投票をせずに現職者を選出するものとする。

附則

1 この規則は、平成30年2月19日から施行する。

立候補趣意書 及び 推薦書

立候補趣意書

私、_____は、一般社団法人日本臨床歯科CAD/CAM学会の「理事・監事」（いずれか○で囲む）に立候補し、選挙により選出された場合は必ず着任いたします。

立候補者氏名_____ 印 ※本人自筆の事

生年月日 _____年____月____日

住所または診療する場所および名称

略歴

_____平成____年____月____日

推薦者

推薦者氏名_____ 印 ※本人自筆の事

_____平成____年____月____日

1名以上の署名押印ある推薦書と本人の承諾書を添えて
選挙日の10日前までに事務局へ届出のこと